

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年12月28日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年1月18日から同年2月7日まで縦覧に供する。

平成23年1月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路補修）高松地区	観音寺市経済部農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）宮の下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修）豆塚小池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）萩原幹線地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）阿弥陀池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）醍醐坊地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（さく井改修）平池地区	〃
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）川北地区	〃